

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2011年2月25日-パリ-

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFと共に策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。FATFはこのプロセスの一環として、更にその他の国・地域の初期的検証を開始しており、その成果を本年後半に提示する予定である。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの実施を要請する。FATFはこれらアクションプランの実施を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アンティグア・バーブーダ

2010年2月、アンティグア・バーブーダはFATF及びCFATF(カリブ諸国のFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行(特別勧告Ⅲ)及び②全体的な監督枠組みの改善の継続(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュはFATF及びAPG(アジア・太平洋地域のFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は、犯罪人引渡法を資金洗浄・テロ資金供与罪を含めるよう改正するなどを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、⑤疑わしい取引の届出の提出条件の改善(勧告13及び特別勧告Ⅳ)及び⑥国際協力の改善(勧告36、39及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

エクアドル

2010年6月、エクアドルはFATF及びGAFISUD(南米のFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の改正条項の施行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)及び④金融セクターの監督に関する調整の強化と改善(勧告23)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ガーナ

2010年10月、ガーナはFATF及びGIABA(西アフリカのFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテ

ロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)、③効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組むみを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ギリシャ

2010年2月、ギリシャはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロ資金供与の犯罪化に関する問題への対処、国連安保理決議第1373号に基づくテロリスト資産の凍結、及び金融情報機関の独立性及び活動に係る規制の採択を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。FATFは、過去にFATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するための改革や措置が実施中であることを確認するため、実地調査を実施する。

ホンジュラス

2010年10月、ホンジュラスはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、テロ資金供与を犯罪化する法律の施行を含む措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は引き続き、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)及び③顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

インドネシア

2010年2月、インドネシアはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上

重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)③1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告Ⅰ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モロッコ

2010年2月、モロッコはFATF及びMENAFATF(中東・北アフリカのFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪範囲の拡大、顧客管理措置の拡大に関する条項の改正や金融情報機関の運営に関する措置を取るなど、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。FATFは、この近時の法律を評価し、これらの措置が特定された欠陥に対応していることを確認した後、過去にFATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥への対応するための改革や措置が実施中であることを確認するため、実地調査を実施する。

パキスタン

2010年6月、パキスタンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は疑わしい取引の届出に関する金融機関向けガイダンスの発行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化の実施(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結し、没収するための適切な手続きの構築及び履行の表明(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④金融サービス業者への適切な制裁体制を含む効果的な規制の実証、及びこれらのサービスに対する資金洗浄及びテロ資金供与の防止措置の範囲の拡大(特別勧告Ⅵ)及び⑤越境現金取引の効果的な管理体制の改善及び実施(特別勧告Ⅸ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パラグアイ

2010年2月、パラグアイはFATF及びGAFISUDと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は匿名口座を禁止する規制の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)及び②越境現金取引の効果的な管理の実施(特別勧告Ⅸ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

フィリピン

2010年10月、フィリピンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は新しい資金洗浄規制の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定、凍結し、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(特別勧告Ⅲ及び勧告3)、③金融における透明性の強化(勧告4)、④権限ある当局に対する能力と財政的資源の確保(勧告30)及び⑤効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

サントメ・プリンシペ

2010年10月、サントメ・プリンシペはFATF及びGIABAと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び資金洗浄・テロ資金供与対策上の要求が遵守されるよう権限ある当局が一つないし複数指定されること

の確保(勧告 23、24及び 29)、④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施(勧告17)及び⑤GIABA のメンバーシップを得るために必要な行動への対処を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

スーダン

2010年2月、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は金融情報機関の規制及び金融機関への通達の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、④規制当局が新法及び規則の遵守を確保するために、規制当局者用の監督プログラムの履行(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

タンザニア

2010年10月、タンザニアはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行及び法律、規制又は他の強制力のある手段を通じた国連安保理決議1267、1373の履行(特別勧告Ⅲ)、③効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)、④適切な記録保存義務の構築(勧告10)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑥資金洗浄・テロ資金供与対策上の義務の遵守を確保するための権限ある当局の指定(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

タイ

2010年2月、タイはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策戦略の承認を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)及び③資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

トルクメニスタン

2010年6月、トルクメニスタンはFATF及びEAG(ユーラシア地域のFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は現在実施されている相互審査のための実地調査を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化に関する残存する課題への対応(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続き履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④金融情報機関と国内関係者の協働関係の発展及び⑤国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ウクライナ

2010年2月、ウクライナはFATF及びMONEYVALと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化に関する残存する数点の課題への対応(勧告1)及び②テロリスト資産を特定し凍結するため

の適切な法的枠組みの改善及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ベネズエラ

2010年10月、ベネズエラはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は証券セクターに向けた規制の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、④全てのセクターのための適切な顧客管理ガイドラインの履行(勧告5)及び⑤資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の構築(勧告13及び特別勧告Ⅳ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ベトナム

2010年10月、ベトナムはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、FATF及びAPGと協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告Ⅲ)、③全体的な監督枠組みの改善(勧告23)、④顧客管理措置及び疑わしい取引の届出条件の改善及び拡大(勧告5、13及び特別勧告Ⅳ)及び⑤国際協力の強化(勧告36及び勧告40)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

イエメン

2010年2月、イエメンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与

対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。10月以降、同国は、顧客管理や疑わしい取引の届出に関する点を含む、資金洗浄及びテロ資金供与対策法の履行に関する行政規制の公布など、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②疑わしい取引の届出機関に対する、資金洗浄・テロ資金供与対策義務に関する実質的なガイダンス及び命令の発出(勧告25)、③特にテロ資金供与に関する、金融機関の疑わしい取引の届出義務遵守を確保するための、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視及び監督能力の発展(勧告23)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの大部分の事項、及びないし又は、アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2011年6月までにアクションプランの大部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

アンゴラ

アンゴラの、FATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATFは、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、及び③テロリスト資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、欠陥に対処するよう取組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクショ

ンプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ボリビア

ボリビアの、FATF 及び GAFISUD (南米の FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化の確保(勧告1)、②テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)を含む、これらの欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

エチオピア

エチオピアの、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)及び⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、これらの欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ケニア

ケニアの、FATF 及び ESAAMLG (東部・南部アフリカの FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③テロリスト資産を特定し凍結するため

の適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)及び⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ミャンマー

ミャンマーの、FATF 及び APG(アジア太平洋地域の FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しの枠組み強化(勧告35及び特別勧告Ⅰ)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、⑤金融における透明性の強化(勧告4)及び⑥顧客管理措置の強化(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ネパール

ネパールの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)及び④適切な刑事共助法制の制定及び実施(勧告36)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ナイジェリア

ナイジェリアの、FATF 及び GIABA(西アフリカの FATF 型地域体)と協働し、資金洗

浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国が、あまりに近時の措置であったためFATFが未だ評価していない資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する法律を(議会で)通過させたことは重要である。FATF はこの法律を今後評価するが、いずれにせよ、同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③関連法又は規則が顧客管理義務における欠陥に対応し、全ての金融機関に適用されることの確保(勧告5)及び④金融セクターにおいて、資金洗浄・テロ資金供与対策の監督が効果的に実施されていることの実証(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

スリランカ

スリランカの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

シリアの、FATF 及び MENAFATF(中東・北アフリカの FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応とのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。あまりに直近の措置であったためFATFとして未評価であるものの、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策に関する布告を発したことは重要である。FATFはこの法律を今後評価するが、いずれにせよ、同国は、①1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を履行及び執行する適切な手段の導入(特別勧告Ⅰ)、②テロ資金供与の適切な犯罪化の確保(特別勧告Ⅱ)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④金融機関の、資金洗浄及び

テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)及び⑤刑事共助のための適切な法及び手続き導入(勧告36-38及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

トリニダード・トバゴ

トリニダード・トバゴの、FATF 及び CFATF(カリブ諸国の FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとの高レベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。あまりに直近の措置であったため FATF として未評価であるものの、同国がテロ資金供与対策規制及び金融情報機関規制を施行したことは重要である。FATF はこの法律を今後評価するが、いずれにせよ、同国は、①テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続きの実施(特別勧告Ⅲ)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)及び③監督権限を有し、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

トルコ

トルコの、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとの高レベルの政治的コミットメントにも関わらず、FATF は、同国がそのアクションプランの履行において十分な進捗を示したとは未だ評価しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの実施(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

(以 上)